

## 2020年総合生活改善の取り組み メーカー一部会主要12組合 要求・回答内容(賃金・非正規雇用で働く仲間に関する取り組み・一時金)

プレス用

組合名	要 求						回 答						
	個別ポイント絶対水準要求 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金要求	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み (賃金・一時金・企業内最低賃金など)	一時金 (カ月)			個別ポイント絶対水準 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み (賃金・一時金・企業内最低賃金など)	一時金(カ月)			左記以外
				年間 月数	夏	冬				年間	夏	冬	
トヨタ	312,780円 387,440円 418,290円*3	賃金引き上げ ・人への投資 全組合員一人平均 10,100円*8	<賃金> 賃金引き上げ・人への投資全組合員一人平均10,100円を含む。 <一時金> スキルド・パートナー会員: 一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員: 一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	6.5	3.5	3.0	311,450円 385,910円 416,760円*3	人への投資も含め 全組合員一人平均8,600円	一般組合員と合わせての回答あり	242万円	130万円	112万円	
日産	(316,600円)*4 (350,100円)*4	平均賃金改定原資 9,000円 (内、賃金改善相当分 3,000円を含む)	シニアパートナー組合員、パートナー組合員: (一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額 3,000円/時給の一人平均改定額20円	5.4	-	-	316,600円*4 350,100円*4	賃金制度に基づく改定原資 7,000円	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 :月次給1,000円、時給7円	2,028,800円 (5.4カ月)*9	-	-	・一時金について、2020年度上期 業績を踏まえて、会社より見直 しの申し入れを行う場合がある。
本田技研	300,875円 373,700円	賃金関連総原資 2,000円 (ベースアップ 1,000円含む)	<賃金> 再雇用従業員: 再雇用制度に関する協定書に基づき改定する。 定年退職時点の基準内賃金への乗率を52.1%にすることを要求する。 <一時金> 再雇用従業員: 年間5.0カ月+1.0カ月(6.0カ月) <その他> 直接雇用の非正規労働者に対してもベースアップを含めた処遇改善の 検討を引き続き行うよう、労使議論の場を通じて会社へ要望する。	5.0+1.0	3.0	3.0	300,350円 373,300円	賃金関連総原資 1,500円 (ベースアップ500円含む)	<賃金> 定年後再雇用者 :正規従業員の賃金引き上げと連動し、基準内賃金の 引き上げを行う。 嘱託従業員 :等級・号数で賃金算出されている嘱託従業員の ベースアップを行う。	5.95カ月 (2,252,000円) *9	2.95カ月 (1,116,000円) *9	3.0カ月 (1,136,000円) *9	・今後、労使委員会にて生産性向上に 向けた議論を行う。 ・生産性向上の成果に対しては、その 一部について労働時間短縮を選択 肢に含む人への投資として還元する ことを議論する。
マツダ	○*5 ○*5	賃金・処遇改善原資 9,000円	<賃金引き上げ> エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員: 等級5以下組合員に準じた要求とする。 <年間一時金> エキスパート・ファミリー組合員: 等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員: 妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を 特別手当に加算する。	5.0	2.5	2.5	別途確定	人材活躍の最大化のための基盤整備 :一人当たり1,500円/月相当の原資を拠出	<年間一時金> エキスパート・ファミリー組合員: 水準・配分は、一般社員に連動する。 期間社員組合員: 妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別 手当に加算する。	4.8カ月 +6万円	2.4カ月	2.4カ月	・一律6万円の支給方法は別途協議
三菱自工	272,700円 330,100円	賃金改善分3,000円 (賃金制度維持分は 別途確認)	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員、パート・アルバイト社員: 月給制:3,300円、時給制:20円を要求する。 <年間一時金> シニア・パートナー社員:社員平均支給月数が決定後、 シニア・パートナー制度にもとづき、労使で確認・決定する。	5.5	2.7	2.8	別途確定	賃金・処遇改善分1,000円 (賃金制度改正に向けた原資を含む) (賃金制度維持分は別途確認)	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員:時給10円、月給1,650円 パートタイマー:時給10円	1,651,000円 (5.2カ月相当)	810,000円 (2.55カ月相当)	841,000円 (2.65カ月相当)	
スズキ	○*5 ○*5	賃金制度維持 (昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	5.8	2.9	2.9	別途確定	昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。 賃金改善分は組合員1人平均1,300円	再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善を行う。	5.5カ月 +α(3万円相当)	2.75カ月 +α(1.5万円相当)	2.75カ月 +α(1.5万円相当)	
SUBARU	268,388円 313,433円	賃金表の維持と業績給 加算表を合算し 1人平均総額 9,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー): 一人平均3,000円相当の賃金引き上げを要求する。 組合員ではない非正規労働者に対しては、組合員と同額の 賃金引き上げを要請する。	5.0+0.8	2.5+0.4	2.5+0.4	別途確定	一人平均総額7,000円相当	現行の賃金を維持する。	5.6カ月	2.8カ月	2.8カ月	
ダイハツ	○*5 ○*5	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<賃金改定原資> パートタイマー組合員:賃金改善分 時給20円	5.8	2.9	2.9	別途確定	賃金水準維持 +賃金改善分1,500円	<賃金改定原資> パートタイマー組合員:賃金改善分 時給20円	5.7カ月	2.8カ月	2.9カ月	
いすゞ	286,524円 339,291円	賃金カーブ維持分 +改善分3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員 (スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) 月給2,000円の引き上げ額を要求する。 定年延長を見据えた賃金水準のあり方についての継続協議を 要求する。 <一時金>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ): 一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者: 諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、 同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の 醸成のため、賃金を中心とした処遇改善を要請する。 2019年労働諸条件改善要求(秋闘)での回答を踏まえ、 「同一労働・同一賃金」の観点から、実態把握と必要に応じた 処遇改善を要請する。	5.0+0.8	2.5+0.4	2.5+0.4	別途確定	賃金カーブ維持分 +改善分1,000円	再雇用組合員:月給610円引き上げ :定年延長を見据え継続協議	5.0カ月 +0.6カ月	2.5カ月 +0.4カ月	2.5カ月 +0.2カ月	・一時金年末の0.2カ月分につ いて、来期以降の経営 環境が更に悪化した場合 には2020年11月を期限に 労使で再交渉とする。
日野	275,301円*6 293,741円*6	平均賃金引上げ ・人財への投資 組合員一人当たり 7,500円	<賃金引き上げ> シニア組合員:組合員に準じた賃金改善を要求する。 <一時金> シニア組合員:年間5.5カ月分を要求する。	5.5	2.75	2.75	273,701円*6 295,141円*6	組合員一人平均改定額 5,900円	<賃金引き上げ> 労使専門委員会にて協議する <一時金> シニア組合員:一人平均で5.3カ月相当とする	5.3カ月 1,476,000円	2.65カ月 738,000円	2.65カ月 738,000円	
ヤマハ 発動機	○*5 ○*5	賃金改善分3,000円	<賃金引上げ> エキスパート社員:賃金改善分として3,000円(1人平均)を要求する。 <一時金> エキスパート社員:5.8カ月を要求する。 <その他> 契約社員・パート社員の処遇改善を要求する。	5.8	2.9	2.9	別途確定	賃金改善分1,500円	直接雇用の非正規雇用で働く仲間 :正規従業員の賃金改善分相応の処遇改善	5.8カ月	2.9カ月	2.9カ月	・下期一時金については、 経営環境に大幅な変化があった 場合には、会社より夏に協議の 申し入れを行う。
日本発条	276,750円 308,550円 226,930円*7	賃金カーブ維持分 +賃金改善分3,000円	<賃金引上げ> シニア組合員及び直接雇用で働く仲間(再雇用者を除く): 時給ベースで20円引き上げる (月給換算:3,120円) <一時金> シニア組合員:3.71カ月分を要求する	5.3	-	-	274,900円 306,700円 225,260円*7	総額6,850円 (賃金カーブ維持分含む)	<賃金引上げ> シニア組合員及び直接雇用で働く仲間(再雇用者を除く): 時給ベースで10円引き上げる (月給換算:1,560円) <一時金> シニア組合員:3.5カ月+αとする	5.0カ月+α	-	-	

\*1:「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業員となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。

\*2:「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業員あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。

\*3:40歳相当の技能職銘柄 \*4:前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値) \*5:要求は行方が水準は非公開 \*6:現行値に賃金改善分を反映させた理論値 \*7:25歳の製造職 \*8:全組合員には、シニア期間従業員会員、スキルド・パートナー会員、パートタイマー会員を含む

\*9:回答水準の置き換え(組合換算値)